

龍ヶ崎市まちづくり基本条例 逐条解説

平成26年12月

龍ヶ崎市

目 次

1. 龍ヶ崎市まちづくり基本条例構成図	1
2. 龍ヶ崎市まちづくり基本条例	2
前文	2
第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 条例の位置付け	3
第3条 定義	4
第2章 まちづくりの基本理念	6
第4条 まちづくりの基本理念	6
第3章 まちづくりの担い手	7
第1節 市民	7
第5条 市民の権利	7
第6条 市民の役割と責務	8
第2節 こども	10
第7条 こどものまちづくりへの参加	10
第3節 地域コミュニティ	11
第8条 地域コミュニティの役割	11
第9条 地域コミュニティ活動の推進	11
第10条 地域コミュニティへの支援	12
第4節 議会	13
第11条 議会の役割と責務	13
第12条 議員の役割と責務	14
第5節 執行機関	15
第13条 市長の役割と責務	15
第14条 執行機関の役割と責務	15
第15条 職員の役割と責務	16
第4章 情報共有	17
第16条 情報共有	17
第17条 個人情報の保護	17

第5章 参加	18
第18条 参加の促進	18
第19条 参加の方法	19
第20条 意見への対応	19
第21条 附属機関への参加	20
第22条 住民投票	21
第6章 市政運営	22
第23条 最上位の計画に基づく市政運営	22
第24条 行政改革	23
第25条 財政運営	24
第26条 行政評価	25
第27条 行政手続	25
第28条 説明責任	26
第29条 政策法務	26
第30条 危機管理	27
第31条 法令遵守及び公益通報	28
第32条 組織体制	29
第33条 要望等への対応	29
第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力	30
第34条 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力	30
第35条 国際社会における連携及び協力	30
第8章 条例の検討及び見直し	31
第36条 条例の検討及び見直し	31

1. 龍ヶ崎市まちづくり基本条例構成図

前 文

第1章 総則

第1条 目的 第2条 条例の位置付け 第3条 定義

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 まちづくりの基本理念

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

第5条 市民の権利

第6条 市民の役割と責務

第2節 こども

第7条 こどものまちづくりへの参加

第3節 地域コミュニティ

第8条 地域コミュニティの役割

第9条 地域コミュニティ活動の推進

第10条 地域コミュニティへの支援

第4節 議会

第11条 議会の役割と責務

第12条 議員の役割と責務

第5節 執行機関

第13条 市長の役割と責務

第14条 執行機関の役割と責務

第15条 職員の役割と責務

第4章 情報共有

第16条 情報共有 第17条 個人情報の保護

第5章 参加

第18条 参加の促進 第19条 参加の方法 第20条 意見への対応

第21条 附属機関への参加 第22条 住民投票

第6章 市政運営

第23条 最上位の計画に基づく市政運営 第24条 行政改革 第25条 財政運営 第26条 行政評価

第27条 行政手続 第28条 説明責任 第29条 政策法務 第30条 危機管理

第31条 法令遵守及び公益通報 第32条 組織体制 第33条 要望等への対応

第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

第34条 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

第35条 国際社会における連携及び協力

第8章 条例の検討及び見直し

第36条 条例の検討及び見直し

2. 龍ヶ崎市まちづくり基本条例

前文

私たちのまち龍ヶ崎は、都心への通勤・通学圏にあるとともに、白鳥の憩いの場となっている牛久沼や小貝川などの水環境、緑豊かな田園風景、台地に広がる森林など、私たちに安らぎと潤いを与える水と緑に恵まれた豊かな自然を有しています。

その自然環境の中で育まれた歴史と文化は、関東以北で最古の多宝塔に代表される歴史的遺産や関東三奇祭の一つとも呼ばれ、まちの人々に支えられ、400年の時を刻んできた撞舞などの郷土芸能を創出してきました。

私たちは、先人たちが英知とたゆまぬ努力により守り続けてきた自然と培われてきた伝統文化を受け継ぎながら、愛着を持って、いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるまちを創造し、未来を担う次世代へ責任を持って引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりがまちづくりの担い手であることを認識し、市政及び地域の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、人と人とのつながりと地域のきずなを大切に、様々な価値観を互いに認め合い、信頼関係を高めながら、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

ここに私たちは、まちづくりを行うための基本理念を明らかにし、龍ヶ崎市民であることを誇りに思える魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

【趣旨】

この条例を制定する趣旨や目的を明確にするために、条例制定の背景や目指すべきまちの姿、その確立に向けた市民、議会及び執行機関の役割と決意などについて定めています。

【解説】

この条例は、地方分権時代にふさわしいまちづくりの基本理念を始め、まちづくりの主体となる市民、議会及び執行機関の役割や責務等、さらには、市政運営の基本的事項等を定めた龍ヶ崎市（以下「市」といいます。）におけるまちづくりを進めるための規範（最も基本となるルール）と位置付けられるものです。

前文は、このような条例制定の理念や、市の目指すまちづくりの指針を明らかにするとともに、この条例を制定した背景と趣旨を伝えるものです。

第1段落から第2段落では、市の地理的状況や歴史、特徴や今日のまちへと発展してきた過程などについて、第3段落から第4段落では、市の目指す地域のあり方や参加と協働の重要性について、第5段落では、この条例を制定し、まちづくりに取り組んでいくための決意を宣言として記述しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割、責務等及び市政運営の基本的事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的を定めています。

【解説】

この条例の目的は、市民福祉の向上を図ることです。市民の誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会の実現を目指すために、この条例では、市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割と責務等、さらには、市政を運営するに当たっての基本的事項などを定めています。

これらを定めることにより、市民の主体的なまちづくりの機運を醸成し、協働の取組を推進して、まちづくりの大きな目標である「市民福祉の向上」、すなわち、全ての市民が幸せに暮らせるまちの実現に寄与するものです。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市におけるまちづくりを進めるための規範であり、市民、議会及び執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。

【趣旨】

この条例がどういう位置付けにあるかを定めています。

【解説】

この条例は、市のまちづくりを推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みなどを定めるものであることから、市における「まちづくりを進めるための規範」と位置付けています。

こうした位置付けを踏まえて、市民、議会及び執行機関は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重することを定めています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する個人（以下「住民」という。）

イ 市内に通勤し、又は通学する個人

ウ 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体

エ 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 協働 市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割及び責任の下に、互いの自主性を尊重しつつ、対等な立場で補い合い、連携及び協力を図り、行動することをいう。

(4) まちづくり 市民が幸せに暮らせるより良いまちを創るための取組及び活動をいう。

(5) 地域コミュニティ 一定の地域を基盤とした住民の組織又は住民同士のつながりであり、住民相互の信頼及び連帯により、当該地域に関わる様々な活動を自主的及び自立的に行う組織及び集団をいう。

【趣旨】

この条例の規定に関し必要な用語の定義について定めています。

【解説】

(1) 「市民」

「市民」とは、「市内に住所を有する個人」（以下「住民」といいます。）のほか、「市内に通勤し、又は通学する個人」、「市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体」、「市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体」をいいます。

このように市民の範囲を広げて定義しているのは、少子化及び高齢化の進行、多様化する市民の価値観や生活様式の変化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、住民だけでなく、地域社会で生活し、又は活動している幅広い人々や法人等がそれぞれ問題意識を持ち、課題解決能力を結集していくことが必要であるとの認識に基づくものです。

なお、具体的に権利や義務の対象を定める必要があるときは、その内容に応じ、個別の条例等で定めることとなります。

・「市内に通勤する個人」とは、市内の事業所に勤務する個人をいいます。

・「市内に通学する個人」とは、市内の学校に在学する個人をいいます。

・「市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体」とは、市内に本店、支店、営業所、出張所その他の事業所を有し、かつ、市内で事業活動を行う個人又は法人

その他の団体をいいます。

- ・「市内で公益活動を行う個人」とは、市内で営利を目的とせず、公共の利益に貢献する活動を行う個人をいいます。
- ・「市内で公益活動を行う法人その他の団体」とは、市内で営利を目的とせず、公共の利益に貢献する活動を行う法人のほか、法人格は有しないものの代表者や組織、執行に関する定めがある団体をいい、市内に現存する住民自治組織、商店会、PTA、ボランティア団体等がこれに当たります。

(2) 「執行機関」

「執行機関」とは、地方公共団体の長（市では市長）のほか、地方自治法の規定により、市に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことをいいます。

(3) 「協働」

「協働」とは、市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割と責任の下に、共通の課題と目的を共有し、お互いの特性を尊重し、対等な関係に立ちながら、連携及び協力を図り、行動していくことです。

(4) 「まちづくり」

「まちづくり」とは、市民が幸せに暮らせるより良いまちを創るための取組及び活動をいいます。

一般的に、「まちづくり」には、建物や道路、水道などのハード面での整備だけではなく、歴史や文化、環境、福祉などのソフト面での整備も含まれています。漢字の「町」では行政区画がイメージされ、「街」では住宅や商店街など、多くの人々が集まる場所のほか、道路や建物、公園、広場などのハード面がイメージされます。

この条例では、ひらがなの「まち」と表記することで、有形的、構造的なものだけではなく、歴史や文化、環境、福祉などの無形的なもの、さらには、人と人とのつながり、ふれあいといった概念も含んだ意味としています。

(5) 「地域コミュニティ」

「地域コミュニティ」とは、一定の地域を基盤とした住民の組織又は住民同士のつながりであり、住民相互の信頼及び連帯により、住みよい地域社会の実現に向けた様々な活動を自主的及び自立的に行う地縁型の組織及び集団をいいます。

「地域コミュニティ」の具体的な組織としては、区や自治会、町内会などの住民自治組織のほか、コミュニティセンターの活動範囲を基本とし、住民自治組織と地域で活動する団体、例えば、自主防災組織、防犯連絡員、長寿会、PTA、子ども会、NPO、ボランティア団体などが地域の情報や課題を共有し、連携及び協力を図りながら地域の課題を解決していくことを目的として設立された「中核的な地域コミュニティ」があります。

なお、「地域コミュニティ」を広義に捉えれば、上記の地域で活動する団体についても、地域の発展や課題解決のための活動を行う範囲においては、「地域コミュニティ」と位置付けることができます。

第2章 まちづくりの基本理念

(まちづくりの基本理念)

第4条 市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 前項の協働によるまちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

- (1) 市政に関する情報を相互に共有すること。
- (2) 市民の参加を基本に市政運営が行われること。
- (3) お互いに理解を深め、信頼関係を構築すること。

【趣旨】

市のまちづくりの基本理念について定めています。

【解説】

- 1 市民、議会及び執行機関それぞれが、自らの役割と責務を果たした上で、協働によるまちづくりを推進することを定めています。
- 2 協働によるまちづくりを進める上で大切にすべき事項について定めています。
 - (1) 協働の取組を推進するためには、市政に関する情報を相互に共有することが必要です。

このため、議会及び執行機関が保有する情報については、個人情報の保護等に十分留意した上で、公表及び提供を行うことにより、共有すべきことを定めています。
 - (2) 協働の取組を推進するためには、市民の市政への参加の機運を醸成し、自主的な参加が望まれます。

このため、議会及び執行機関は、より参加しやすい環境の整備に努め、その運営に当たるべきことを定めています。
 - (3) 協働の取組は、市民、議会及び執行機関の相互作用の中で推進されます。

このため、お互いに役割及び責務を理解するとともに、それぞれの立場を認め合いながら、信頼関係の構築に努めるべきことを定めています。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、市政の情報を知る権利を有する。

【趣旨】

まちづくりを進める上での市民の権利について定めています。

【解説】

1 市民は、「まちづくりに参加する権利」を有していることを定めています。

市民は、まちづくりの主体であり、より良いまちを目指してまちづくりに関わり、行動する権利があることを明示しています。具体的には、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、その場に参加したり、様々な方法で市政に対する自らの意見の表明や提案を行うことができます。

なお、まちづくりへの参加に当たっては、性別や年齢等を問わず、誰もが自分の意思で、自由に、そして、平等な立場で参加することが基本となるものです。

2 市民は、議会や執行機関が保有する市政の情報を知る権利を有していることを定めています。

協働によるまちづくりを推進していくためには、市政に関する様々な情報が必要となります。市民は、まちづくりの主体として、こうした情報を知ることができます。

なお、「市政の情報を知る権利」とは、議会及び執行機関が保有する情報の提供を受け、また、必要に応じて情報の公開を請求できる権利をいいます。

【参考】

<憲法や地方自治法に規定されている主な権利について>

- ・教育を受ける権利（日本国憲法第26条）
- ・行政サービスを等しく受ける権利（地方自治法第10条）
- ・参政権（地方自治法第11条）
- ・条例の制定・改廃請求権（地方自治法第12条）
- ・議会の解散請求権、市長の解職請求権（地方自治法第13条）

(市民の役割と責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的にまちづくりへの参加に努めるものとする。

2 市民は、互いに認め合い尊重し、協力してまちづくりを進めるものとする。

3 市民は、まちづくりを進めるに当たって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

4 市民は、まちづくりに参加するに当たり、公共性を重んじ、次世代及び市の未来に配慮するものとする。

【趣旨】

まちづくりの主体である市民の果たすべき役割と責務について定めています。

【解説】

1 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに関心を持ち、自らの意思でまちづくりへの参加に努めることを定めています。

まちづくりへの参加に当たっては、市の中でどのような問題があり、どのような人たちが、どのような目的を持ってまちづくりを行っているかなどについて、関心を持つことが重要です。

また、市民は、まちづくりの主体として、「このまちを良くしていく」という責任があり、その役割を認識して、まちづくりへの参加に努めることが必要です。

ただし、全ての市民が同じようにまちづくりに参加できるわけではありません。市民一人ひとりに事情があり、それぞれが実情に応じ、可能な範囲でまちづくりに参加することが大切です。参加は強制されるものではなく、参加しないことにより不利益な扱いを受けるものではありません。

2 市民は、お互いを尊重し、支え合いながら、共に協力してまちづくりに努めることを定めています。

市民同士がお互いの考えや立場の違いを認め合い、助け合いながら共にまちづくりを進めていくことが大切です。一人ひとりの力は小さくても、それを結集することでまちづくりの大きな力に発展させることができると考えます。

3 市民は、まちづくりを進める上で、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを定めています。

まちづくりの主体としての権利が保障される市民が、まちづくりに対して無責任では、まちづくりを進めることはできないと考えます。また、まちづくりは、多くの関わりの中で行われる活動であり、地域社会の一員として取り組まなければならないものもあります。

このため、まちづくりを進めるに当たり、建設的な提言や提案、行動を期待するものです。

4 まちづくりの基本姿勢は、「未来志向」であること、また、権利を行使するに当たり、「私」ばかりではなく、「公共の利益」を意識することが肝要です。

そこで、市民がまちづくりに参加するに当たっては、自分自身や特定の人又は団体の利益に偏らない、市民全体のことや公共性を考えるとともに、まちづくりは現在から将来にわたることでもあり、次世代及び市の未来についても、配慮しなければならないことを定めています。

第2節 こども

(こどものまちづくりへの参加)

第7条 市民、議会及び執行機関は、将来のまちづくりの担い手であるこどもを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。

【趣旨】

こどもは、「市民」の定義の中に含まれていますが、市ではこどもを社会の一員として、大切に育てていくという強い思いと姿勢を示していくため、「こどものまちづくりへの参加」について定めています。

【解説】

将来のまちづくりの担い手であるこどもに対して、市民、議会及び執行機関は、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できるよう、その環境整備に努めることを定めています。

ここでの年齢に応じた参加の形態としては、市政に対して意見を表明するなどの直接的なものに限らず、地域の行事や環境美化活動その他地域の伝統、歴史等に関わる活動のほか、社会体験、各種ボランティア活動など、様々な活動が想定されます。

こどもが自主的かつ積極的にまちづくりに参加することで、市民は市政をより身近に感じるとともに、未来志向のまちづくりの推進、さらには、次世代の人材育成にもつながります。

【参考】

「こどもの範囲（年齢）」について

こどもの範囲（年齢）については、「児童福祉法」及び「児童の権利に関する条約」に基づき、満18歳未満を「こども」としたり、参政権を有しない満20歳未満を「こども」とするなど、様々な考え方がありますが、ここでは、年齢を特定することによって幅を狭めてしまわないよう、あえて年齢については規定せず、それぞれの年齢に応じた形でまちづくりに参加できることとしています。

なお、具体的に年齢を定める必要があるときは、その内容に応じ、個別の条例等で定めることとなります。

第3節 地域コミュニティ

(地域コミュニティの役割)

第8条 地域コミュニティは、地域に関わる多様な主体と連携及び協力を図り、地域の特性をいかした様々な活動を通じて、安心して安全な住みよい地域社会づくりに努めるものとする。

【趣旨】

「共助」の担い手の一つである地域コミュニティの役割について定めています。

【解説】

少子化・高齢化の進行や市民ニーズの個別化・多様化などの社会環境の変化により、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつある中で、地域コミュニティは、構成員の高齢化や減少など様々な課題を抱えています。

そのような中、地域の様々なつながりを基盤とした地域コミュニティは、防災・防犯、子育て、子どもや高齢者の安全確保への対応など様々な分野における共助の担い手として、ますます重要になってきており、欠かすことのできない存在となっています。

このため、地域に関わる多様な主体（自主防災組織、防犯連絡員、長寿会、PTA、子ども会、NPO、ボランティア団体等）との連携及び協力や、様々な分野にわたる特色ある活動を通じて、地域の課題を自分たちで解決し、安心して安全な住みよい地域社会を創り上げていくことを地域コミュニティの役割として定めています。

(地域コミュニティ活動の推進)

第9条 市民は、地域コミュニティを守り育てるとともに、その活動に対する理解を深め、自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

市民の自主的かつ主体的な活動である地域コミュニティ活動を積極的に推進していく必要性について定めています。

【解説】

市民一人ひとりが、地域コミュニティの果たす意義や役割を認識し、その活動に参加することで、地域の課題の解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。そのため、市民一人ひとりが地域コミュニティの担い手として活動を支え、自らの意思で活動への参加や協力を努めていく必要性を定めています。

また、地域コミュニティが地域社会にとって重要な役割を担う実態を踏まえ、市民が地域コミュニティを守り育てるべきことについても定めています。

(地域コミュニティへの支援)

第 10 条 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重して、必要な支援や施策を講ずることを定めています。

【解説】

執行機関は、地域コミュニティの重要性を考慮し、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重した上で、その活動の支援として補助金などの経済的な支援を始め、市民意識の醸成、活動に関する知識、情報、人材及び学習機会の提供など、必要な支援に努めるべきことを定めています。

第4節 議会

(議会の役割と責務)

第11条 議会は、市の意思決定機関として、政策形成機能の充実に図るとともに、執行機関の行財政運営、事務処理及び事業の実施が適正かつ効率的に行われているか監視する機関として、その役割を果たし、市民の意思が市政に反映されるよう努めるものとする。

2 議会は、議会に対する市民の関心を高めるよう、開かれた議会運営に努めるものとする。

【趣旨】

議会の役割と責務について定めています。

【解説】

1 議会と市長は、住民の直接選挙によって選ばれる代表機関で、独立対等な地位にあり、相互のけん制と均衡により自治体の適正な市政運営を果たすことが求められています。そして、議会の役割の一つとして、地方自治法において、条例の制定・改廃、予算・決算等の議決により意思を決定する「議決権」を有していることから、積極的な調査研究等により政策形成機能が充実するような市議会活動を行うことを定めています。

また、調査権、検査権、議員による一般質問等により、執行機関の市政運営が適正に執行されているか監視する機関であり、これらの権限を行使することで、市民の意思を市政に反映されるよう努めるべきことについて定めています。

2 開かれた議会運営を行うには、市民に対して、会議を公開し、情報を提供することが重要です。

このため、より積極的な情報提供を行い、市民と議会が情報を共有することで、議会に対する市民の関心を高め、開かれた議会運営に努めるべきことを定めています。

なお、議会では、原則として会議（本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会等）を公開し、市民が傍聴できるようにするとともに、本会議のインターネット動画配信、さらには、議案に対する審議の内容、議案の議決結果及び個別賛否等を「議会だより」や市公式サイトに掲載し、公表しています。

(議員の役割と責務)

第 12 条 議員は、住民の代表者として、住民の意見を積極的に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

議員の役割と責務について定めています。

【解説】

議員は、直接選挙により選ばれた住民の代表者として、住民の意思を市政に反映させる重要な役割があります。

ここでは、住民の代表者として、住民との話合いや地域における様々な活動などを通じて、住民の意見や地域の課題を把握するとともに、それらを集約して議会の意思決定や市政に反映させるよう努めるべきことについて定めています。

第5節 執行機関

(市長の役割と責務)

第13条 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上のため、市民の負託に応え、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、市政運営に当たっては、自らの考えを市民に明らかにするとともに、市民の意見を十分に反映させるものとする。

【趣旨】

市の代表である市長の役割と責務について定めています。

【解説】

- 1 市長は、市の代表者として市民の負託を受け、その地位や権限を与えられています。市長は、そのことを認識し、市民福祉の向上のため、市民及び議会と協働してまちづくりを推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければならないことを定めています。
- 2 市長は、日頃から、自らの考えを市民に発信するとともに、市民の意見を聴く機会を積極的に設け、市民の意見を市政運営に反映させるよう努めるべきことを定めています。

(執行機関の役割と責務)

第14条 執行機関は、所掌事務を自らの判断及び責任において、これを公正かつ誠実に処理しなければならない。

2 執行機関は、市長の総合的な調整の下、相互の連携及び協力を図りながら、市民の参加及び協働を基本とした市政運営を推進しなければならない。

【趣旨】

執行機関の役割と責務について定めています。

【解説】

- 1 執行機関には、市長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会があり、それぞれが市における重要な事務を担い、自らの判断と責任の下で、公正かつ誠実に事務を執行しなければならないことを定めています。
- 2 執行機関相互が連携し、行政として一体となることによって、より有効にその機能を発揮し、市民の参加及び協働を基本とした市政運営を推進しなければならないことを定めています。

(職員の役割と責務)

第15条 市の職員（以下「職員」という。）は、市民福祉の向上のため、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市を取り巻く環境に的確に対応するため、積極的に知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

【趣旨】

市の職員（以下「職員」といいます。）の役割と責務について定めています。

【解説】

1 職員にとって大切なことは、市民からの信頼を得ることです。このことなくして円滑な市政運営はなく、市民の幸福（市民福祉の向上）が達成されることはありません。

このため、市民から信頼される職員となることを職員一人ひとりが認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めています。当然ながら、その目的を達成するための必要かつ最小の支出により、職務遂行に当たることが基本となるものです。

2 地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあって、高度化し、かつ、複雑・多様化する行政事務に対応するためには、職員の専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。

そのため、職員は、職務遂行に当たって、積極的に知識の取得や能力の向上に努めるべきことを定めています。

第4章 情報共有

(情報共有)

第16条 議会及び執行機関は、それぞれの保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利を保障し、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有に努めなければならない。

【趣旨】

議会及び執行機関の保有する情報の公開及び提供について定めています。

【解説】

まちづくりに取り組む上で必要な市政に関する情報を共有することは、協働によるまちづくりの前提になります。

この認識に立ち、議会及び執行機関は、市民の市政に関する情報を知る権利を保障し、適切な情報公開及び情報提供に努めるべきことを定めています。

なお、議会及び執行機関からの市民への情報提供については、市公式サイトや広報紙等への掲載を始め、メール配信サービス、ツイッター等の活用、印刷物の配布、市民情報コーナー、情報公開室、コミュニティセンター等の公共施設での供覧など、市民に分かりやすい効率的な方法により行っています。

(個人情報の保護)

第17条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

【趣旨】

議会及び執行機関が保有する個人情報の保護について定めています。

【解説】

議会及び執行機関は、保有する情報を適切に公開し、及び提供することを原則としますが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや、収集した個人情報を厳重に管理することは、市政への信頼性を担保する必要不可欠な要素です。

このため、議会及び執行機関は、その保有する個人情報を保護し、適切な管理に努めるべきことを定めています。

第5章 参加

(参加の促進)

第18条 執行機関は、市民が自主的及び主体的にまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。

【趣旨】

市民のまちづくりへの参加を促進することについて定めています。

【解説】

まちづくりを進めていく上では、多くの市民がまちづくりに関わるのが重要であると考えます。

このため、執行機関は、市民がまちづくりに参加するための情報提供や参加しやすい環境整備に取り組むことについて定めています。

なお、具体的なまちづくりへの参加の形態については、次に掲げるとおり様々な取組が考えられます。

- ・ 審議会や委員会等の附属機関の委員としての参加
- ・ 市政への意見表明・提案等（アンケート調査、懇談会、パブリックコメント等）
- ・ 市の出前講座や講演会等への参加
- ・ 地域のお祭りや清掃活動、PTA活動等への参加
- ・ こどもの通学や高齢者などの見守り など

【参考】

「参画」と「参加」について

「参画」は意思決定への参加、政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することを意味するものとして、決められたことに加わる「参加」と区別する考え方もありますが、両者が厳密に使い分けられているわけではなく、「参加」の方が一般的な用語として分かりやすいため、ここでは「参画」の概念を含めたものとして「参加」を広く捉えています。

(参加の方法)

第 19 条 執行機関は、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加することができるよう努めるとともに、説明会、懇談会等の開催、附属機関の委員募集、パブリックコメント等による意見聴取等を目的に応じた適切な方法により行うものとする。

【趣旨】

それぞれの目的に応じた参加の方法について定めています。

【解説】

執行機関は、市民がより市政を自らのことと考え、まちづくりの主体として市政に参加するために、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加できるよう努めるべきことを定めています。

また、これまで市政への市民の参加については、附属機関への一般公募、市民懇談会の開催、市民アンケートやパブリックコメントなどを行ってきていますが、市民の参加を促進するため、より一層の制度の充実を図るべく例示を掲げながらその取組の推進を定めています。

(意見への対応)

第 20 条 執行機関は、市民の参加によって市民から提出された意見について、当該意見に対する市の考え方及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。

【趣旨】

市民の参加によって提出された意見への対応について定めています。

【解説】

多様な機会において提出された市民の意見については、当該意見に対する市の考え方や市政への反映状況を市民に分かりやすく公表することを執行機関の義務としています。

これにより、納得性が高まり、市民同士が互いの意見を共有することにもつながります。

(附属機関への参加)

第 21 条 執行機関は、市民の意見を市政に反映させるため、審査会、審議会、調査会その他の附属機関の構成員には、原則として、公募の市民を加えるものとする。

【趣旨】

市民の意見をより多く市政に反映させるため、附属機関への参加について定めています。

【解説】

市には、法律又は条例により、審査会、審議会、調査会などの附属機関が設置されています。

これらの機関は、性格上、専門的な知識や経験を有している方々を委員として選任するのはもちろんですが、市民が市政に参加する一つの機会とするため、また、市民の感覚を審議に反映させることも重要なことから、構成員に公募による市民を加えることを原則としています。

なお、附属機関の構成員については、次に例示するように公募の市民を含めることになじまないものもあることから、公募の市民を含めることを原則としたものです。

ただし、公募対象から除外することとなる附属機関については、それぞれの附属機関において、除外することに関し、客観的かつ合理的な理由を示す必要があります。

※法令の規定により委員の資格が定められているもの

※委員に対し、高度に専門的な知識や能力等が要求されるもの

(住民投票)

第 22 条 市長は、市政の重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定める。
- 3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【趣旨】

住民の意思を直接確認する仕組みとしての住民投票について定めています。

【解説】

- 1 地方自治体の運営は、議会と市長の二元代表制による間接民主制を基本としていますが、間接民主制を補完するものとして、市民生活に影響を及ぼす重大な事項について、住民の意思を直接確認するための「住民投票制度」は重要な仕組みであり、まちづくりを進める上で重要な意義があると考えます。住民投票制度自体は、地方自治法に規定されていますが、ここでは、実施の前提となる条例提案や投票等に関する所要の手続き等については、市長が行うことを明示的に定めています。
- 2 政策決定は、市長と議会の基本的役割です。
しかし、この間接民主制を補完する住民投票を実施しようとする場合は、当該事項が生じる都度、個別の条例を制定するものとします。これは、当該事項の関心を高め、議論を深化させることで、適切な投票結果を期待するためです。
- 3 住民投票は、間接民主制を補完する制度であり、法的な拘束力を持たないとされています。
このため、住民投票の結果が、市長の選択や決断を拘束するものではありませんが、市長は投票結果を真摯に受け止め、尊重することを定めています。

第6章 市政運営

(最上位の計画に基づく市政運営)

第23条 市長は、議会の議決を経て、市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画（以下「最上位の計画」という。）を財政見通しを踏まえた上で定めるものとし、最上位の計画に基づくまちづくりを推進するものとする。

2 市長は、最上位の計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【趣旨】

市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画（以下「最上位の計画」といいます。）について定めています。

【解説】

1 平成23年5月の地方自治法改正に伴い、市町村の基本構想（総合計画）の策定義務が撤廃されました。

このため、市においては、総合計画に代わり、最上位の計画に基づく市政運営を行うことを定めています。

また、当該最上位の計画を推進するためには、財政的な裏付けが肝要であることから、財政収支見通しを踏まえた上で定めることとしています。

2 最上位の計画の進捗状況に関する情報を共有することは重要です。そこで、市長は、情報共有と説明責任の観点から、最上位の計画について、進捗状況を管理し、その情報を市民に分かりやすく公表することについて定めています。

(行政改革)

第 24 条 市長は、効率的な市政運営を図るため、行政改革に関する計画を定め、行政改革を推進しなければならない。

2 市長は、行政改革に関する計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【趣旨】

効率的な市政運営を進めるための行政改革について定めています。

【解説】

1 限られた経営資源を活用し、市民生活に必要な行政サービスを行うためには、社会経済情勢等の変化に適合した効率的な市政運営を図ることが必要です。

このため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を推進することを定めています。

2 情報共有と説明責任の観点から、行政改革に関する計画について、進捗状況を管理し、その情報を市民に分かりやすく公表することを定めています。

(財政運営)

第 25 条 市長は、柔軟で持続可能な財政構造を構築するため、財政運営の基本方針を定め、健全な財政運営を推進しなければならない。

2 市長は、最上位の計画を踏まえて予算を編成し、執行しなければならない。

3 市長は、財政状況について、市民と情報を共有し、分かりやすく公表することにより、その説明責任の向上に努めなければならない。

【趣旨】

柔軟で持続可能な財政構造を構築するための財政運営に関する基本的な考え方について定めています。

【解説】

1 基礎的自治体としての責務を果たし、主体的なまちづくりを展開して市民福祉の向上を図るためには、柔軟性を持ち持続可能な財政構造を構築することが肝要です。

このため、財政運営に関する基本方針を定め、健全な財政運営に関する取組を推進することを定めています。

2 計画的な財政運営に当たり、最も基本となる予算編成については、最上位の計画に基づいて編成し、その執行に当たらなければならないことを定めたものです。

3 健全な財政運営に関する取組を推進するためには、市民の理解と協力が不可欠です。

このため、市長は、情報共有と説明責任の観点から、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表すべきことを定めたものです。

(行政評価)

第 26 条 執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営の実現を図るため、行政評価を実施し、評価結果を施策等に適切に反映させるよう努めるとともに、その内容を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【趣旨】

効果的かつ効率的な市政運営の実現のために実施する行政評価について定めています。

【解説】

行政評価とは、施策及び事業等の成果や達成度などを評価・検証して、それを事業の見直しや計画及び予算に反映させていく仕組みをいいます。そのため、計画、実行、評価及び改善のサイクルが連動した仕組みであることが重要になります。

執行機関は、この行政評価を行っており、評価結果を最上位の計画の進行管理や予算編成に反映させておりますが、引き続きこの取組を行うべきことと、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との情報共有を進めるため、行政評価の内容を市民に分かりやすく公表することを定めています。

(行政手続)

第 27 条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に資するため、執行機関が行う処分及び行政指導並びに執行機関に対する届出に関する手続に関し共通する事項を定めなければならない。

【趣旨】

執行機関が行う行政手続の基本的な考え方について定めています。

【解説】

執行機関は、市民生活に関連する多くの権限を有しています。こうした権限は、市民の権利及び利益をみだりに侵害することなく、適切に行使される必要があります。

このため、執行機関が行う行政手続（申請に対する処分、不利益処分及び行政指導）については、審査や処分の基準、行政指導の指針などの共通事項を定めて、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図らなければならないことを定めています。

(説明責任)

第 28 条 執行機関は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

【趣旨】

執行機関の説明責任について定めています。

【解説】

市政運営に市民が参加するに当たっては、政策や事業の結果にとどまらず、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程を把握し、及び理解し、納得性を高めることが肝要です。

このため、その経過、内容、効果、意義等の情報を分かりやすく説明する責任について定めています。

(政策法務)

第 29 条 執行機関は、市民のニーズ及び行政課題に対応した主体的な政策を推進するため、法令の解釈及び運用を自主的かつ適正に行うとともに、必要な条例等の整備を行うものとする。

【趣旨】

法令の解釈及び運用並びに条例等の整備についての基本的な考え方について定めています。

【解説】

地方分権が進展する中、地方公共団体においては、地域の特性をいかした市政運営を行うため、これまで以上に主体的な政策立案とその実行が重要になってきています。

市民のニーズ及び行政課題に対応した主体的な政策を推進するため、自主的かつ適正な法令解釈及び条例、規則等の立法に努めることを定めています。

(危機管理)

第30条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。

2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。

3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地域の安全の確保のため相互に協力して災害等に備えるものとする。

【趣旨】

安心で安全な市民生活の確保のため、危機管理について定めています。

【解説】

1 市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全の確保に努めることは、市長が果たすべき基本的な役割の一つであることから、ここでは、台風や地震などの自然災害を含め、新型インフルエンザ感染症や武力攻撃事態などのあらゆる緊急事態に備えるための危機管理体制を整備することを定めています。

2 市長は、市単独の対策では不十分な大規模な災害等に備え、日頃から市民及び関係機関(国、県、他の地方公共団体、警察署、消防署など)と連携及び協力を図ることを定めています。

3 大規模な災害等であればあるほど、公助による救助活動が行き渡るまでは時間を要することが考えられます。

このため、日頃から自分の安全は自分で守ることのほか、地域の安全を確保するため、市民同士が相互に協力して災害等に備えるべきことについて定めています。

(法令遵守及び公益通報)

第 31 条 執行機関は、職員の職務の遂行に係る法令等の遵守及び倫理の徹底を図り、公正な職務の遂行を確保しなければならない。

2 執行機関は、違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員等の公益通報に関する事項を定めなければならない。

【趣旨】

執行機関の法令遵守（コンプライアンス）と、職員等の公益通報について定めています。

【解説】

1 市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠となる法令遵守義務を定めたものです。市長を始め、実務を担う職員一人ひとりが法令を正しく理解し、これを遵守して、倫理感や道徳感を常に意識していくことが求められます。

2 市民の信頼を失墜する公益の損失は、あってはならない行為であり、これを防止するため、職員等の公益通報に関することを定めたものです。

ここでいう「公益通報」とは、市の事務事業において違法又は不当な行為等について、職員等が内部から公益通報の所管部署に通報することにより、適正な市政運営を確保するための仕組みです。職員等は、適正な市政運営を妨げるような違法又は不当な行為等を発見した場合や市民の信用を失うような行為を知った場合は、通報をしなければなりません。

また、公益通報をした職員等が、人事等において不利益な取扱いを受けないことを定め、このことによって職員等を保護し、適正かつ公正な市政運営の確保を図るものです。

なお、職員等には、市職員のほか、市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者などが含まれています。

(組織体制)

第 32 条 執行機関は、効率的かつ機能的で、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応し、かつ、相互の連携が保たれるよう、内部組織を編成するものとする。

【趣旨】

執行機関の組織体制について定めています。

【解説】

地方分権や少子高齢社会の進展など、変革の時代にあつて、執行機関の組織については、このような社会経済情勢等の変化や多様化する市民の要望に柔軟に対応し、政策を遂行できるような効率的で機能的なものでなければなりません。

そのために、どのような組織体制が市民にとって有益で、機能的に素早い対応が取れるかということを考える必要があります。

また、市政運営においては、各部署が横断的又は総合的な観点で取り組まなければならない行政課題も多くあります。

このため、執行機関の各部署が相互に連携しながら、行政需要に対応することができるよう組織を編成することを定めています。

(要望等への対応)

第 33 条 執行機関は、市民の市政に対する要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の信頼を確保するとともに、市民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

【趣旨】

市政に対する要望や苦情等への対応について定めています。

【解説】

市民からの要望や苦情等は、市にとって市民ニーズを把握することができる大切な情報です。

このため、市民からの要望や苦情等に対して、迅速かつ誠実に対応することはもとより、その分析により課題及び問題点を整理し、市政に活用していくものとします。

さらに、要望や苦情等によって、市民の権利が侵害されたり、利益が損われることがないよう努めるべきことを定めています。

第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

(国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第34条 執行機関は、共通する課題を解決し、市民により良い公共サービスを提供するため、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

地方分権の進展や行政課題の多様化に伴い、国、県及び他の地方公共団体との連携が今後より一層求められることから、連携と協力について定めています。

【解説】

市が有する課題には、市だけで解決できるものばかりではありません。国、県及び他の地方公共団体と共通する課題や環境保全、産業振興、基盤整備などの市域を越えた広い範囲に及ぶ課題などもあります。これらに対応するには、市域を越えて広域的に処理する必要があるため、国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力を進めることとしています。

(国際社会における連携及び協力)

第35条 執行機関は、平和、人権、文化、教育、環境等の幅広い分野において、国際社会における連携及び協力を努めなければならない。

【趣旨】

グローバル化が進行する現代においては、国際的な問題なども、地域社会の問題と深く関わっていることから、国際社会における連携及び協力について定めています。

【解説】

平和、人権、文化、教育、環境等の問題など国際社会における課題は、地域社会においても深く関係しています。

このため、グローバルな視点に立ちながら、地域においても幅広い国際交流が重要です。

そのような中、市内の大学において多くの留学生を受け入れているなど、より身近な場面で外国人と接する機会が増えています。執行機関は、お互いの風習や文化を学び、相互理解を深めるため、外国人との交流促進に努めるべきことを定めています。

第8章 条例の検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

第36条 議会及び執行機関は、社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じ、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

【趣旨】

この条例の見直しについて定めています。

【解説】

この条例は、市におけるまちづくりを進めるための規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。

しかし、今後、社会経済情勢等がますます変化していくことが予想されるため、各条文がその時代の実状に合っているか、市にふさわしいものであり続けているかを見守り、形骸化を防止する必要があります。

また、国においても地方自治法の改正や地域の自主性及び自立性を高めるための改革などが進められています。このような法律の改正などの社会経済情勢等の変化に対応することも必要です。

このような対策として、ここでは必要に応じて本条例を見直すことを定めています。

なお、条例の見直しを行う際には、広く市民から意見等を聴取し、その内容を条例に反映していくこととします。

龍ヶ崎市まちづくり基本条例逐条解説

平成26年12月

編集・発行

龍ヶ崎市総合政策部企画課

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

電話：0297-64-1111